

施設利用料

施設の名称			基本利用料(円)		
			午前 8:30~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00
スピリットガーデンホール (ホワイエ利用含)	702 席	平日	21,000	24,000	29,000
		土日祝日	25,000	29,000	35,000
スピリットガーデンホール舞台 のみの利用 (準備・仕込み リハ・練習等での利用時)	175 ㎡	平日	6,300	7,200	8,700
		土日祝日	7,500	8,700	10,500
小ホール	105 席		5,300	6,000	6,000
小ホール舞台のみの利用	30 ㎡		1,590	1,800	1,800
大楽屋(和室) (可動壁による片部屋利用)	20 畳 (10 畳)		1,600 (800)	1,800 (900)	1,800 (900)
楽屋1(洋個室)	19 ㎡		1,600	1,800	1,800
楽屋2(洋個室)	19 ㎡		1,600	1,800	1,800
音楽練習室1	40 ㎡		1,400	1,600	1,600
音楽練習室2	45 ㎡		1,400	1,600	1,600
リハーサル室兼練習室	100 ㎡		1,600	1,800	1,800
スタッフルーム兼会議室	50 ㎡		1,400	1,600	1,600
和室練習室1 (和室練習室1ステージ利用時)	24 畳 (ステージ23㎡)		1,400 (1,700)	1,600 (2,000)	1,600 (2,000)
和室練習室2	24 畳		1,400	1,600	1,600
ワークショップルーム	82 ㎡		1,600	1,800	1,800
共有 スペース の 占有 利用	ホワイエのみの占有利用時(560 ㎡)		3,000	3,500	3,500
	子どもプレイルームの占有利用時(28 ㎡)		700	800	800
	その他施設内共用スペース占有利用時		1 平方メートルにつき 3 円		
	交流広場(屋外)占有利用時		4,800	5,500	5,500

施設利用料の加算条件

スピリットガーデンホール利用に伴い大楽屋・小楽屋を利用する場合	基本利用料の 50%の額となります。	
入場料等を 2000 円以上徴収してホール、屋外イベント広場を利用する場合	2000 円~3000 円	基本利用料の 50%の額を加算徴収します。
	3,001 円以上	基本利用料の 100%の額を加算徴収します。
営利・宣伝等を目的として利用する場合	基本利用料の 100%の額を加算徴収します。	
飛騨市に在住・在勤・在学する者以外の者が利用する場合	基本利用料の 50%の額を加算徴収します。	
利用時間の延長又は繰上げ利用する場合	1時間につき基本利用料 30%の額を加算徴収します。	

附属備品利用料

下記利用料は「午前」(8時30分～12時)、「午後」(13時～17時)、「夜間」(18時～22時)の時間区分のそれぞれ1区分当りの利用料金となります。

備品等区分	備品等名称	在庫数量	数量	利用料(円)		
				スピリットガーデンホール	小ホール	その他の施設
照明設備・備品	常設照明設備セットA(60Kw以上、全ての常設照明使用可)		1式	10,000	2,000	
	常設照明設備セットB(60kw未満、ホリゾン・ピンスポ含まず)		1式	5,000	0	
	常設照明設備セットC(40kw以下、ホリゾン・ピンスポ含まず)		1式	3,000		
	常設照明設備基本セット(地明かり8kw+客電)		1式	無料	無料	
	ローホリゾンライト		1列	1,000	700	
	アッパーホリゾンライト		1列	1,000		
	フォローピンスポット	2	1台	1,000		
	移動用照明器具 スポット類 1kw以下	14	1台	300	300	
	移動用照明器具 スポット類 500w以下	10	1台	200	200	
	効果用照明器具(ストロボ、芯なしダブルマシン、ディスクマシン)	各2	1台	500		
音響設備・備品	常設音響設備基本セット(場内スピカ+音響アンプ+有線マイク2本)		1式	無料	無料	
	ダイナミックマイク(スタンド付)	18	1本	200	200	200
	コンデンサーマイク(スタンド付)	5	1本	400	400	400
	ワイヤレスマイク(スタンド付)	14	1本	400	400	400
	三点吊りマイク装置(コンデンサーマイク2本付)		1式	1,800		
	はね返りスピーカー(スタンド付)	10	1台	500	500	500
	CDプレーヤー・レコーダー		1台	300	300	
	MDプレーヤー・レコーダー		1台	300	300	
	カセットプレーヤー・レコーダー		1台	300	300	
	可搬型音響ワゴンセットA	1	1式			1,500
	可搬型音響ワゴンセットB(和室練習室専用)	1	1式			1,000
映像備品	ビデオプロジェクター(スクリーン含)	1	1台	1,000		
	可搬型ビデオプロジェクター(スクリーン含)	1	1台		700	700
	DVDプレーヤー		1台	300	300	
	ビデオデッキ		1台	300	300	
	書画カメラ	1	1台	500		
	映像記録機器(操作は別)		1式	1,000		
舞台大道具備品	平台(開き足、箱馬、木台、ケコミ等関係付属品含)	47	1台	100	100	
	演台		1台	300	200	
	花台		1台	150	100	
	司会者台		1台	200	150	
	金屏風	4	半双	1,000		
	国旗・市旗	各1	1式	100		
	パレエシート		1式	3,000		
	上敷ゴザ	6	1本	100		
	パンチカーペット(平台1枚分)		1枚	100		
	パンチカーペット(舞台半面相当以上敷込時)		1式	1,500		
	緋毛氈	8	1枚	100		
	めくり台	1	1台	100	100	
	高座用座布団	1	1枚	100	100	
	舞台一文字黒幕(袖幕)		1式	4,000		
	定式幕	1	1枚	1,500		
	式典関係備品	レセプションチェア	8	1個	50	
白布(※長机1台分相当で1セット)		9	1セット	100		
賞状盆		4	1個	50		
記章・リボン			1式	300		

備品等区分	備品等名称	在庫数量	数量	利用料(円)		
				スピリットガーデンホール	小ホール	その他の施設
音楽演奏関係備品	コンサートピアノ(スタインウェイ)(調律費は別)(専用イス2個付)	1	1台	7,000		
	コンサートピアノ(ヤマハCFⅢ)(調律費は別)(専用イス2個付)	1	1台	5,000		
	グラントピアノ(ヤマハC7)(調律費は別)(専用イス2個付)	1	1台		1,500	
	指揮者台セット(指揮者台・譜面台・譜面灯含)	1	1式	300		
	譜面台(譜面灯含)	85	1個	50	50	50
	譜面台(譜面灯含)(25~49個)		1式	1,250	1,250	1,250
	譜面台(譜面灯含)(50個以上)		1式	2,500	2,500	2,500
	演奏者用椅子(①スタッキングチェア、②バス椅子、③背付ピアノ椅子)	①90	1脚	50		
	演奏者用椅子(25~49脚)	②8	1式	1,250		
	演奏者用椅子(50脚以上)	③10	1式	2,500		
	長座布団	10	1枚	100	100	
	バンドセット(ギターアンプ2、ペーリアンプ1、キーボードアンプ1、ドラムセット1、有線マイク2(スタンド付)、移動スピーカー(スタンド付)1)		1式			2,500
	ギターアンプ	2	1個			500
	ベースアンプ	1	1個			500
	キーボードアンプ	1	1個			500
ドラム	1	1個			500	
展示関係備品	展示用照明		1式	500		
	ピクチャーレール		1式	1000		
その他備品等	誘導棒	10	1本	50		
	無線機	10	1台	150		
	難聴者補助装置	10	1セット	300	300	
	持込機材・設備等(表示消費電力1kWにつき)※1kW未満は1kWとする		1kW	200	200	200

※ 料金表における「セット」や「1式」の内容等詳細は施設担当者にご確認ください。

附属備品利用料の加算条件

入場料等を2000円以上徴収してホール、屋外イベント広場を利用する場合	2000円～3000円	基本利用料の50%の額を加算徴収します。
	3,001円以上	基本利用料の100%の額を加算徴収します。
営利・宣伝等を目的として利用する場合	基本利用料の100%の額を加算徴収します。	
飛騨市在住・在勤・在学以外の方が利用する場合	基本利用料の50%の額を加算徴収します。	
利用時間の延長又は繰上げ使用する場合	1時間につき基本利用料30%の額を加算徴収します。	

この他、施設利用に付随する備品として下記の備品は無料でお使いいただけます。

ホール吊り看板用パネル、水さし、おしぼり受け、レーザーポインタ、姿見、展示パネル、パーティションボード、ベルトパーティション、ホワイトボード、用紙挟み込み式サインスタンド・用紙吊下げ式サインポール、ホワイトボードサインスタンド、ポスターケーススタンド、長机、スタッキングチェア、折りたたみ椅子、座卓、座布団、CDラジカセ、MDラジカセ、事務用品セット

●施設利用料、附属備品利用料共通事項

1. 午前及び午後、午後及び夜間を引き続き使用する場合の中間の時間については利用料は徴収しません。
2. 冷暖房費は利用料に込みとなっています。一年を通し同一料金でご使用頂けます。
3. 「入場料等」とは、利用者が入場料、会費、協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するもの(消費税を含む)をいい、入場料等に段階がある場合はその最高額を基本とします。
4. 利用料の減免は原則としていたしません。
5. この他、金額の表示してある施設以外でも、利用する必要が生じセンターが認める場合は、利用できるものとし、その時の利用料は都度センターの指示に従いお支払い下さい。